

静岡県公安委員会規則第25号

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他公安委員会が必要と認める事項を、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）から入力し、又は送信して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、若しくは送信し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。この場合において、書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信するときは、当該電磁的記録を作成した年月日時を当該電磁的記録に記録して行うものとする。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他公安委員会が必要と認める事項を、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）から入力して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。</p>

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

(2) 公安委員会が指定する方法により、申請等を行った者を確認するための措置

4 条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項又は第2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき

3 条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、前2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録

若しくは記録すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

5 (略)

(電磁的記録による作成等)

第6条 公安委員会は、情報通信技術利用条例

第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法を含む。)により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 別表の左欄に掲げる条例等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、第3条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

(3) (略)

2・3 (略)

(手続の公表)

第8条 公安委員会は、公安委員会が情報通信技術利用条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等

すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

4 (略)

(電磁的記録による作成等)

第6条 公安委員会は、情報通信技術利用条例

第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

2・3 (略)

(手続の公表)

第8条 公安委員会は、公安委員会が情報通信技術利用条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等

の根拠となる条例等の名称、条項その他公安委員会が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

別表（第3条、第7条関係）

条例等	規定
静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）	第5条第3項本文及び第17条

の根拠となる条例等の名称その他公安委員会が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。